

事業主各位



高田労働基準協会長

つり上げ荷重5トン未満クレーンの運転業務にかかる 特別教育の実施について

労働安全衛生規則第36条第15号に基づき、つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転業務に従事させる場合は、規定のカリキュラムによる学科・実技教育を受講させなければなりません。

つきましては、当該特別教育を下記により開催いたしますので、多数受講されますよう、ご案内申し上げます。

記

1 日 時 学 科 午前8時30分～午後6時30分まで 日程は裏面のとおりです。
実 技 午前7時40分～正午まで

2 申込期間 裏面の締切日のとおりです。定員なり次第、締め切ります。
申込の際は事前に定員状況をご照会ください。

3 会 場 学 科 上越人材ハイスクール(上越市高土町3-1-15)
実 技 (株)新金谷(上越市福橋670-1)

4 申込方法

(1)受講料

会 員 ￥9,350 (テキスト代含む)
非会員 ￥12,100 (テキスト代含む)



なお、申込後のキャンセルや途中欠席などの場合でも受講料は返却できません。

(2)申込先

別添(裏面)の申込書に受講料の振込領収書(写)添付して申込下さい(FAX可)。

高田労働基準協会

☎ 025-523-9595
FAX 025-522-9599

〒943-0803

上越市春日野1-5-10

(3)受講料振込先

第四北越銀行高田営業部 普通口座No.1807300

名義人:高田労働基準協会事務局



5 注意事項

(1) 学科会場では午前8時10～25分までの間に受付を済ませて下さい。筆記用具持参して下さい。

(2) 実技会場では午前7時20～30分までの間に受付を済ませて下さい。

(3) 実技では、作業服・保安帽(ヘルメット)・安全靴・手袋・ホイッスルを着用、持参して下さい。

(3) 受講票は発行しませんので、両日とも教育開始時の受付をします。

6 講習修了証の交付

講習終了時に交付しますが遅刻等で一部でもカリキュラムを欠席された方は交付いたしません。

クレーン運転業務(5t未満)特別教育申込書

希望する回に○印を付して下さい。

	第1回	第2回	第3回
開催日	令和4年 4月 8日(金) 4月 9日(土)	令和4年 7月15日(金) 7月16日(土)	令和4年 12月 9日(金) 12月10日(土)
申込締切日	3月25日(金)	7月 1日(金)	11月25日(金)

受講No. (記入しないで 下さい。)	ふりがな	氏 名	生年月日	現 住 所
			昭和・平成 年 月 日生	
			昭和・平成 年 月 日生	
			昭和・平成 年 月 日生	
			昭和・平成 年 月 日生	
			昭和・平成 年 月 日生	
			昭和・平成 年 月 日生	

*ご記入いただいた個人情報は本教育及び修了証の管理以外には使用しません。

会員 ・ 非会員 いずれかに○印を付して下さい。

年 月 日

事業所の名称



高田労働基準協会長 殿 事業所の所在地

事業者職氏名

*事業者(代表者)の捺印不要です

ご担当者名：部署